



## 中国での「マルチのマルチクレーム」について

中国弁理士  
経 志強

現行中国専利法実施細則第 22 条第 2 項には「2 つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、他の多項従属クレームの基礎としてはならない」、と規定されています。即ち、「マルチのマルチ」という従属クレームの書き方は認められていません。この理由から、日本から中国へ出願する時に日本語のクレームにあった「マルチのマルチ」の従属項を 1 つの独立項だけに従属させたり、場合によってはすべての従属項を請求項 1 にしか従属させなかったりする、いわゆる中国出願用クレームに書き換えて出願する出願人がいます。このようなやり方は多くの組み合わせ発明を失わせてしまう恐れがあります。というのは、2010 年 2 月 1 日から施行された「審査指南」(審査ガイドライン) では、中間処理の段階において、出願人が明細書の記載に基づいても、自発的に出願時の請求の範囲に記載のない従属項を新たに追加してはならない、と明確に規定されているからです。

そこで、中国へ出願する時に「マルチのマルチ」の従属項を組み合わせ可能な複数の従属項にばらして出願したらどうかと思う人がいると思いますが、これも場合によって出願のコストアップにつながる可能性があります。というのは、中国の現行プラクティスによると、請求項の数が 10 以下の場合、基本料金が済み、10 を超えると、1 つにつき印税 150 中国元と代理人費用 50~100 中国元の追加料金が必要となるからです。ただし、現行プラクティスでは、料金を追加するかどうかの判断は出願時にしか行われないうことになっており、登録時に登録の請求項の数によって追加料金が請求されることはありません。

上記の理由から、中国へ出願する時に、「マルチのマルチクレーム」の対応について、次のことを提案したいと思います。

- (1) 「マルチのマルチクレーム」をすべてばらしても、請求項の総数が10以下である場合、出願の時点で「マルチのマルチ」の従属項を組み合わせて可能な複数の従属項にばらしてから出願した方が、これによる拒絶理由を事前に防ぐことができ、審査の促進につながると思います。
- (2) 「マルチのマルチクレーム」をすべてばらせば、請求項の総数が10を超える場合、「マルチのマルチクレーム」のまま中国へ出願し、拒絶理由応答時に審査官の指摘に応じて補正を行えばよいと考えます。

因みに、「マルチのマルチクレーム」は単なる形式上の不備であり、無効理由ではないため、仮に「マルチのマルチクレーム」のまま特許登録されても、その理由で無効となる心配はありません。また、権利行使にも特に大きな影響はないと考えますが、イ号製品と比較しやすいために、「マルチのマルチ」でない方がいいと考えます。

また、出願する前にできるだけ多くの組み合わせ発明を想定して、従属項をたくさん書いた状態で出願することを勧めたいと思います。出願後に独立項や従属項を新たに追加したい場合、2回の自発的補正の機会を利用して行うことができますが、その以降は拒絶理由を克服するための補正しか認められませんので要注意です（下記条文ご参照）。

(2010.09.15 原稿受領)

注：中国専利法実施細則第51条第1～3項

特許出願人は、実体審査を請求する時及び國務院専利行政部門が発行する特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、特許出願を自発的に補正することが出来る。実用新案又は意匠の出願人は、出願日より2ヶ月以内に、実用新案又は意匠出願を自発的に補正することが出来る。

出願人は國務院専利行政部門が発行する審査意見通知書を受領した後特許出願書類を補正する場合は、通知書に指摘された欠陥のみに対して、補正を行わなければならない。

中国特許出願フローチャート (JZQ2010)

